

バイオテクノロジー成果物の法的保護

— 植物品種保護制度をめぐる情勢と今後の方向

農林水産省農蚕園芸局種苗課

河原昌一郎

かわはら・しょういちろう

はじめに

近年のバイオテクノロジーの著しい進展を背景として、内外でバイオテクノロジー成果物の法的保護をめぐる検討が活発化している。国際的には、UPOV (植物新品種保護国際同盟)、WIPO (世界的所有権機関) 等を中心としたこの問題についての検討が進められ、昨年三月にはUPOV条約(植物新品種保護国際条約)の改正がなされるところとなっている。

国内では農林水産省農蚕園芸局長の委嘱によるバイオテクノロジー成果物保護研究会から昨年九月に植物品種保護制度の今後の方向等を示した報告書が提出されており、また、最近になって関係諸団体からこの問題についての意見書の提出や提言が相次いでいる。

本稿においては、このような状況を踏

まえ、これまでの検討の経緯と背景を紹介するとともに、バイオテクノロジーの進展により生じた植物品種保護制度の現代的課題についてその主要な論点を整理し考察することとしたい。なお、本稿における見解は全て私見であることをあらかじめお断りしておきたい。

一 植物品種保護制度 をめぐる情勢

(1) 経緯と背景

植物品種の保護は、一九三〇年にアメリカが栄養繁殖性植物についての保護の道を開いたことに始まり、一九三六年にはベルギーで、一九四一年にはオランダで植物品種の保護に関する法律が制定されている。しかしながら、当時、各国における植物品種の保護は十分なものではなく、また、植物品種については特許制

度による保護になじまないことが明らかになるに当たって、西欧の育種家等は国際的な植物品種保護制度の実現を強く求めるようになっていた。

このような動きを受けて、UPOV条約がパリで締結されたのは一九六一年のことである。同条約への加盟国は当初二カ国であったが、一九七八年にはアメリカ等の非加盟国の加盟を容易にするための改正がなされ、現在の加盟国は欧米の主要先進国を中心に二一カ国となっている。わが国がUPOV条約に加盟したのは一九八二年のことであり、種苗法に基づきUPOV条約の国内での具体化が図られている。

植物品種保護制度が、これまで、育種の振興を通じて農業及びその関連産業の発展に果たしてきた役割には大きなものがある。ところが、最近におけるバイオテクノロジーの著しい進展は、植物品種

保護制度が当初予想していなかったような新たなタイプの植物品種の作出、種苗の大量増殖、植物機能の多様な利用等が可能にしつつあり、これにに応じて植物品種保護制度のあり方の検討が必要とされるようになった。

また、生物は、自己増殖能力や個体間変異等の特殊性があることから、バイオテクノロジー成果物への特許制度の適用については、特許保護可能性、特許権の効力が及び得る範囲等について種々明瞭でない点があることが指摘されている。

このため、バイオテクノロジー成果物の保護については、どのようなものを用いるような形で保護することが適当であるかという議論が提起されるようになったのである。

以上のような背景のもとに、これまでUPOV、WIPOをはじめとする国際的なレベルでの検討が行われてきた。UPOVでは一九八二年のシンボジウムの開催により検討が開始され、UPOV管理法律委員会での問題についての検討が行われた。一九八八年四月からはUPOV条約改正案についての具体的な検討が行われ、本年三月にジュネーブで開催された条約改正外交会議において条約改正案が全会一致で採択されるところとなっている。また、WIPOでは一九八四年から専門家委員によるこの問題につい

ての検討が行われ、一九八八年一月には同専門家委員会の見解が報告書としてまとめられている。このほか、OECD、E.C.等においてもこの問題についての検討が進められ、特にE.C.においてはU.P.O.V.への加盟を前提として「共同体育成者権についての理事会規則案」が検討されている。

(2) 植物品種保護制度の意義と性格
植物分野での権利保護を考える上で、植物品種保護制度の性格を正しく理解しておくことが不可欠である。このため、ここでは植物品種保護制度の意義と性格について整理しておくこととしたい。

Ⅶ) 品種レベルでの研究開発の推進・保証

農業及びその関連産業において生産・流通の実用的な単位として用いられるものは「品種」である。植物品種保護制度によって保護されるものはこのような「品種」としての具体的存在であり、特定の形質や思想を保護しようとするものではない。これは、いかに有用な形質や思想があってもそれが「品種」として具体化しなければ、そのみでもって産業的に現実的に利用することができないためである。植物を利用する産業の発展にとっては、品種レベルでの開発・競争を制度的に保証し、優良な新品種の開発を推進することが不可欠である。このた

め、植物品種保護制度においては、この「品種」としての具体化のための努力の成果、すなわち育成成果を保護するものとして植物を利用する産業の発展に資することとしている。また、このような育成成果は、文章による記述のみでは十分な表現が難しく、当該成果の確認をすることもできないことから、原則として栽培試験による現物審査を行うこととして、特定の形質や思想ではなく、「品種」としての適正な保護を図っている。なお、このことは、特許制度が発明としての「思想」を保護し、審査も書類審査で行うこととしていることとの大きな相異点となっている。

(イ) 品種に関する明確な権利範囲

新しく育成された品種が産業的に利用されるためには、当該品種を増殖によって個体数を増加させることが必要となる。このため、植物品種保護制度における基本的な権利は、増殖に関する権利として構成されており、自己増殖を行う植物としての特性に応じて、権利の範囲が明確なものとなっている。特許制度においては自己増殖機能を有する植物についてどこまで権利の効力が及ぶのかわからないことが指摘されているが、植物品種保護制度においては、いかなる形態のものであれ、増殖された後に当該品種が種苗として販売されれば権利の効力が及

ぶこととされ、この種苗の販売に関する権利は消尽することがないものとされている。

(ウ) 農業生産等との調和を図るための制度的枠組み

植物品種に関する権利保護のあり方は、農業及びその関連産業における生産・流通や育種現場に大きな影響をもたらすことになるため、農業及びその関連産業の実情等に配慮した制度の仕組みが求められる。

このため、植物品種保護制度においては、農家の自家採種は権利の範囲から除外し得ることとしてこれまでの農家の慣行的行為を尊重するとともに、育種には通常多くの品種を育種素材として用いることから、育種の振興を図るため、育種素材としての使用の自由を保証している。

また、植物品種保護制度においては、登録品種の種苗について名称の使用義務を課すとともに当該名称を他品種に用いることを禁止し、種苗流通の過程で関係者が名称で品種を識別し得るようにして品種の混同を避けるための措置がとられている。

植物品種保護制度におけるこの仕組みは、農業生産等との調和及び育種の振興を図るものとして、育種家をはじめとした関係者に高く評価されることとなっ

ている。

(ニ) 国際的に統一された保護制度

植物品種保護制度は、国際的にU.P.O.V.条約に基づき設けられているものであるが、U.P.O.V.条約においては保護の対象(植物品種)、保護の要件(区別性、均一性、安定性)、出願手続(優先権等)等に関する条項が具体的に規定されるところとなっている。このことは、植物品種に関する権利の保護に関し国際的に高度な調和をもたらし、育種家の的確な保護とともに、植物品種の国際的な流通の促進に寄与するものとなっている。

(3) バイオテクノロジーの進展の影響

Ⅶ) 育種技術の評価

メンデルの遺伝法則をもとに発展した植物の遺伝学や生殖メカニズムの知識を利用した交雑、選抜等の育種技術は、いわゆる従来型育種と呼ばれることがあり、これに対して、細胞融合、遺伝子組換え、組織培養等の技術を利用した育種はバイオテクノロジー育種と呼ばれることがある。バイオテクノロジー育種は、従来型育種において抱えていた植物種の類縁関係や生殖、増殖メカニズム上の制約をのり越える技術として近年急速に発展し、新品種開発の上で大きな期待が寄せられるようになってきている。しかしながら、新しい形質の付与とい

う点では従来型育種とバイオテクノロジー育種に差はなく、また、バイオテクノロジー育種は従来型育種の研究蓄積を基礎に発展しているため、この二つを切り離して考えることはできない。従来型育種とバイオテクノロジー育種を区別し、それぞれの育種手法によって得られた研究成果の保護のあり方にも差異を設けようとする議論があるが、従来型育種とバイオテクノロジー育種が密接に結びつきつつ相補的に利用され、また新品種育成というその目的も同一であることに鑑みれば、育種手法の差によって研究成果の保護のあり方に差異を設けることはかえって育種現場に混乱を惹き起こしかねず、このような形式的議論は適当ではない。実際、育種現場においては、具体的な研究成果である新品種の保護については、従来型育種やバイオテクノロジー育種といった育種手法による差異は設けるべきではなく、同じ方式での保護が適当であると見る意見が一般的である。

バイオテクノロジーの進展が植物新品種の保護に及ぼす影響については、このような形式的側面ではなく、植物品種の大量増殖の可能性、多様な形質の付与等、現実の植物品種の育成・生産に関する実質的側面に着目して検討することが必要である。

(1) 変異作出技術の進展による影響

植物品種の変異作出技術のうちで主要なものとしては胚・胚珠培養技術、細胞融合技術、遺伝子組換え技術等があげられる。

胚・胚珠培養技術は、生物学的な親和性が乏しい遠縁の植物種の交配を可能とするため、未熟な胚・胚珠を培養することにより植物体を得る技術であり、細胞融合技術は、植物細胞から細胞壁を取り除き、細胞膜のみに包まれたプロトプラストの状態で細胞を融合させ新種作出を行う技術である。

また、遺伝子組換え技術は、外来遺伝子を植物細胞に導入して発現させるものがあり、目的とする形質のみを的確に付与させることを可能とする技術である。

以上のような変異作出技術の進展により、従来にはない画期的な形質が付与された植物品種の育成が可能となれば、新品種の作出の機会や範囲の著しい増大が予想されるので、保護対象植物の範囲の拡大、特定の形質を付与された品種の保護のあり方等の面で植物品種保護制度の見直しが求められるところとなっている。

(2) 増殖技術の進展による影響

増殖に関する技術のうちで主要なものは細胞・組織培養技術である。これは、植物細胞の全能性(一つの細胞から器官分化して完全な個体を再生させる能力)を利用して、細胞又は組織片から植物体を再

生させ増殖に用いる技術である。

現在、多くの作物で効率的な培養技術が開発されており、また、人工種子はこの技術を発展させて不定胚をカプセル化することにより普通の種子と同様の機能をもたせることを目的としたものである。

このような増殖技術の進展により、通常種苗として用いられるもの以外の植物組織やその部分を用いて大量増殖を行うこと等が可能となれば、原則として種苗の販売行為を権利の対象としている現在の植物品種保護制度のあり方にも大きな影響を及ぼすこととなる。すなわち、種苗の大量増殖による権利侵害機会の高まりや侵害の程度の拡大に対応して、植物品種に関する権利の強化や実効性のある権利保護のあり方が求められるところとなっている。

二 植物品種保護制度の課題と今後の方向

(1) 増殖権としての実効性の確保

植物品種権の基本的な権利は増殖の権利であるというのが従来からの考え方であるが、これまでは原則的に種苗の販売を権利の範囲としていれればほぼ増殖の権利としての実効性を確保し得ていた。しかしながら種苗の大量増殖技術等の進展

によりそれだけでは不十分なものとなりつつあるので、改正UPOV条約においては増殖そのものが権利の範囲として明文化されることとなっている。

植物品種権は増殖の度ごとに一度発生する。増殖後、権利を行使する機会は、現在では原則として種苗の販売のみであったが、改正UPOV条約では収穫物や直接的な加工品についても権利行使の機会を与え得ることとされている。ただし、このことは、種苗の段階で権利を行使した者が、さらに収穫物や直接的な加工品で権利行使できるという意味ではない。植物品種権は、増殖後一回の権利行使の機会が保証されているものと考えべきものであって、種苗の段階で権利を行使すれば、収穫物や直接的な加工品の段階で権利を行使できないことは当然である。したがって、農家が、購入して得た種苗により収穫物を生産して販売したとしても、この場合には種苗の段階で通常は権利行使がなされているものと考えられるので、当該収穫物の生産販売には植物品種権の効力は及ばない。

なお、植物品種権の行使は種苗の段階でなされるのが最も一般的で自然であると考えられる。その意味で、収穫物や直接的な加工品に権利の効力が及ぶとすることは、種苗の段階で権利行使ができなかった場合にそれを補う趣旨で認められ

ているものと理解されるべきものである。

また、直接的な加工品の範囲については、一次的加工品のほか、その品種の特性（例えば香り等）をそのまま利用しているものについては加工度にかかわらず直接的な加工品に含まれると考えられる。

(2) 従属関係

育種技術の進展により従来には画期的な品種が育成される可能性が高まっているが、画期的な品種が育成されたとしても、それにささいな変異を加えた派生品種が流通し、もとの品種の権利の効力が何ら及ばないとすれば、もとの品種の権利者の保護に欠けることとなる。改正 UPOV 条約では、このような弊害を防止するため、登録品種に本質的に由来する品種については、当該登録品種の効力が及ぶこととする従属関係を導入している。従属関係は、著作権法でいえば、二次著作物的な概念を導入するものであるといふことができよう。従属関係の導入に、従前から、増殖過程で変異が起こりやすい草花の育種関係者から要望が強かったものである。

従属関係は、もとの品種に本質的に由来してはいるが、品種間の最小差異の要件を満たし、別品種と認められるところは成立する関係である。本質的に由来す

るかどうかの判断は、品種の作出手法、類似性、重要形質の共通性等が総合的に勘案されてなされるべきものである。

従属関係の基本としては、ある特定の變異を除いては、全てもとの品種と遺伝型が共通であるという態様が考えられよう。この場合、遺伝子組換技術を利用して得られた品種については、組み換えられた遺伝子以外はもとの品種と遺伝型は全て共通であり、もとの品種をそのまま用いたものと考えられるため、従属関係が成立する場合が多くなるものと考えられる。例えば、収量性の良い A という登録品種に、耐病性のある遺伝子を組み換え、収量性も良く耐病性もある B という品種が育成された場合には、B 品種は A 品種の従属品種となる可能性が高い。すなわち B 品種の利用には A 品種の権利者の許諾とともに耐病性のある遺伝子の権利者の許諾も必要とされることとなる。収量性という点では B 品種は A 品種の形質ないし遺伝型をまさにそのまま受け継ぎ、一方で耐病性の付与は耐病性のある遺伝子に依存しているものである以上、権利調整としては当然の結果と考えられる。遺伝子を組み換えることによって得られるいわゆる組換植物の出現が現実のものとなりつつある現在、育種家と遺伝子の開発投資を行う企業との権利調整のあり方が重要なものとなっているが、従

属関係はこのような要請にも応えるものとなっている。

なお、従属の概念は、特定の形質を一般的に保護しようというのではなく、ある登録品種の具体的な派生品種にその登録品種の権利の効力を及ぼそうとするものである。したがって、例えば、特定の特性を有する品種が開発された場合に、その特定の特性を利用してというだけでは従属関係の成立を判断するには不十分であり、品種全体としての類似性、重要形質の共通性等が総合的に判断されねばならない。

(3) 細胞・カルス等の保護

最近における細胞・カルス等の利用技術の進展によって、細胞・カルス等の権利保護に関する関心は極めて高くなっている。植物品種保護制度において細胞・カルス等の保護を考える場合には、細胞・カルス等そのものを植物品種保護制度上の「品種」として登録して保護する場合と、完全な植物体をもととして与えられた植物品種の効力を当該品種の細胞・カルス等にまで及ぼす場合とが考えられる。

細胞・カルス等そのものを「品種」として保護することについては、増殖過程で変異が起こり易い等の技術的問題もあって、今回の改正 UPOV 条約ではとり入れられていない。しかしながら、細

胞・カルス等であっても、特定の遺伝型を有しその遺伝型によって特定の形質を発現するものであり、また産業上の利用単位としてとらえ得るという意味において「品種」の概念になじむものであり、今後、細胞・カルス等の十分な保護を図るために、技術的問題の解決を図った上での植物品種保護制度の活用が考えられるべきであろう。

次に、完全な植物体をもととして与えられた植物品種の効力を当該品種の細胞・カルス等にまで及ぼす場合については、植物体の一部分である芽、根、葉等を完全な植物体にせずにその部分だけを次々と生産して利用する場合には植物品種の効力が及ぶことに鑑みれば、同じ植物体の一部分である細胞・カルス等を異なる扱いにする理由はなく、植物品種の効力が細胞・カルス等にまで及び得ることは当然のことと考えられる。例えば、特定のエキスが抽出されるような薬用ニンジンの新品種が開発された場合に、細胞・カルス等の増殖によっても当該エキスが抽出されるような場合は、そのような細胞・カルス等の増殖は当該新品種の増殖と全く同じ効果をもつものであり、植物品種の効力が細胞・カルス等にまで及ばなければ当該新品種の保護に欠ける結果となる。

なお、細胞・カルス等の保護について

は、工業的利用と農業的利用とを區別し、工業的利用に植物品種権の効力を及ぼすことは適當ではないのではないかとする議論もあるが、近年の技術進歩は工業的利用と農業的利用の區別そのものをあいまいなものにしつつあり、また、用途によって権利保護のあり方を変えるところとは用途が個人の意図により選択されるものであることからしても決して好ましいことではない。権利の保護は、実質的かつ安定的なものでなければならぬと考える。

(4) 遺伝子の保護と植物品種保護制度 人為的に創出された遺伝子や分離・同定された遺伝子を植物体に組み入れて作出された植物の出現は、植物品種の保護のあり方についての大きな議論を惹き起こすこととなった。遺伝子そのものの保護については、当初種々の議論があり、著作権的手法が有効ではないかとする意見もあったが、最近では各国で遺伝子に特許が与えられる事例も見られるようになってきている。

遺伝子に特許が与えられた場合には、その特許権の効力がどこまで及ぶかについて吟味する必要がある。特許遺伝子を細胞に組み込み植物体を育成した場合、特許遺伝子を導入した最初の細胞については、特許遺伝子を利用して新しく開発されたものであることから特許の効力が

及ぶものと考えられるが、当該細胞を増殖・分化して得られた植物体、さらにその植物体を育種素材として用いて作出された植物品種にまで効力が及ぶかどうかについては、必ずしもはっきりしない。このことについて、WIPOの専門家委員会報告書（一九八八年一月）によれば、植物体に特許遺伝子が組み込まれており、かつ、その特許遺伝子に係る形質が発現していれば、特許遺伝子の効力が及ぶこととしている。

しかしながら、遺伝子の発現機構については未だ十分に説明されていないことが多いために、当該遺伝子を含んでいるにもかかわらず当該遺伝子に係る特性が発現していない植物体を育種素材として利用した場合に、たまたま育成された品種に当該特性が発現するということが考えられる。また、当該遺伝子に係る特性が一〇〇%発現している場合にのみ効力を認めるのか、それとも五〇%であっても二〇%であっても効力を認めるのかについてもしっかりしない。当該遺伝子に係る特性が十分に発現していないような場合にあっては、当該特性は育種目標となっていない場合が多いものと考えられるが、このような場合にまで権利を主張し得るとするのはやや行き過ぎであり、育種現場では特許遺伝子の効力がどこまで及ぶとすることには抵抗感が強い。

以上のようなことから、特許遺伝子の効力については、当該特許遺伝子を取り込んだ植物個体又はそれに由来する系統までであり、いったん植物に取り込まれるとそれ以降は通常の育種が行われるので、特許の効力は及ぼさず、品種保護制度のみの対象として権利調整を図るべきであると見る見解があるが、遺伝子に関する十分な保護の要請とともに、育種の振興への寄与等に配慮したものと注目に値しよう。いずれにしても、遺伝子の保護については、未だ判例もなく不明確な点が多いが、植物分野での技術の進展に資することとなるよう、その保護の範囲を含めて今後とも検討がなされるべきであろう。

(5) 公開の原則と植物品種保護制度 バイオテクノロジー等の進展に対応して植物品種権が大幅に強化することとされているにもかかわらず、植物品種保護制度においては、特許制度におけるような公開の原則がなく問題ではないかとする指摘がある。しかしながらこの指摘については、植物品種保護制度は育種過程に通常は反復可能性がなく具体的な記述が困難な植物品種を保護対象としているものであり、客観的に記述することにより他の人がそれを利用して得る状態になし得る「発明」の保護と同一に論ずることができない。また寄託制度を設ければと

うかとする議論もあるが、植物品種の寄託には技術的に困難なものもあり、またその品質の管理にも問題があるなど寄託に安易に頼ることは適當ではない。

植物品種保護制度においては、植物品種は一度販売に供されれば、その後は通常の増殖法により誰しもが容易に利用できる状態となることから、販売が公開に代わるものと理解されている。また出願品種の審査においても原則として現物審査がなされ、「品種」としての現物の存在を確認した上で保護がなされることとなっており、特許制度のように寄託でもって記述性を補うような仕組みにはなっていない。登録品種へのアクセスの問題については、当該品種の利用が適正になされていないときの利用の許諾の裁定制度を適切に用いることによって相当程度の解決が図られるものと考えられる。

いずれにしても、この問題の検討については、植物品種の性格、品種登録者の保護、育種の振興等の観点が十分にかつ総合的に勘案されてなされなければならぬものと考えられる。

植物品種保護制度の改善に関する検討について

平成4年5月
農蚕園芸局

1. 植物品種保護制度（種苗法の品種登録制度）の概要

育種の振興と農業・関連産業の発展を図る上で新品種育成者の権利の適切な保護が必要であることから、国際的にUPOV条約（植物新品種保護条約…日本を含め21カ国が加盟）が締結されている。我が国ではこれに基づき、種苗法の品種登録制度が設けられているが、その概要は次の通りである。

- ・ 登録された品種の種苗を増殖して販売する場合は、育成者の許諾（通常は許諾料を支払う）を要する。なお、登録の有効期間は、15年間（永年性作物は18年間）である。
- ・ 品種登録は、他の品種との区別性等所要の要件を満たすものに認められる。
- ・ 現在、稲、麦、野菜、果樹、花き等の430種類の植物について品種登録が行える。

2. UPOV条約改正の経緯と内容

(1) 近年の植物分野におけるバイオテクノロジーの進展により、種苗の大量増殖や新品種作出の可能性が増大しているが、このような状況の下で植物品種権を適切に保護するための制度のあり方が求められるようになった。

このため、1988年以来、UPOV（植物品種保護国際同盟）においてUPOV条約改正の検討が進められていたが、91年3月にジュネーブで開かれた外交会議で条約改正案が全会一致で採択された。

なお、国内においては学識経験者からなる「バイオテクノロジー成果物保護研究会」により、この問題について90年9月に報告書が取りまとめられているが、今回の条約改正の内容は基本的にその報告書の内容に即したものになっていると考えている。

(2) 条約改正の主要な内容は次の通りである。

① 植物品種権の強化

植物品種権の効力が、種苗の増殖に及ぶ（現在では原則として種苗の販売のみ）こととともに、種苗段階で権利行使ができなかった場合には収穫物に、更には直接的な加工品にも効力が及び得ることとした。（直接的な加工品を権利行使の対象範囲に含めるかどうかは、各国に委ねられた。）また、出願から登録までの間の権利を保護するための仮保護制度の導入を義務づけた。なお、農家の自家採種については権利が及ばないとする特例を設けた。

② 従属関係の導入

登録品種のわずかな形質のみを変更した品種には当該登録品種の効力が及ぶこととする従属関係を導入した。

③ 保護対象植物の拡大

各国はできる限り多くの種類の植物（最低種類数を義務づけ）を保護することとされていたのを、あらゆる植物の種類について保護することが義務づけられた。

④ 二重保護禁止規定

特許との関係において、二重保護を禁止していたが、その取扱については各国の判断に委ねることとし、二重保護禁止規定は削除された。

⑤ その他

保護の期間を15年から20年（永年性植物は18年から25年）以上に延長するとともに、内国民待遇、優先権等に関する規定を改めた。

3. 今後の予定

現在、改正条約の批准及び国内法の整備（種苗法改正）を速やかに行うため、同法案の国会への提出を含めて所要の準備・検討を進めているところである。ただし、同法案の施行は改正条約の発効（5カ国の批准が必要）後でなければ行えないことから、同法案を国会に提出するに当たっては、各国の動向を踏まえ改正条約の発効の時期を見極めた上で行うこととしたい。

品種登録制度の概要

- ・ 種苗法（昭和53年12月28日より本制度を施行）
- ・ 植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約…
昭和57年9月3日に加盟）

1 植物の新品種の育成の振興を図るため、品種登録制度により育成者の権利の保護を行う。

- ・ 権利の内容…登録品種の種苗を増殖して販売する場合は、登録者の許諾（通常は、許諾料を支払う。）を要する。
- ・ 登録の有効期間…15年間（永年性作物は18年間）

2 品種登録は、次の要件（DUS）を満たすものに認められる。

- ・ 区別性（distinctness）
…既存品種と重要な形質（形状、品質、耐病性等）で明確に区別し得ること
 - ・ 均一性（uniformity）
…同一世代でその形質が十分均一であること
 - ・ 安定性（stability）
…増殖後も形質が安定していること
- *この他、出願前に販売していないこと、品種の名称が既存のものとは紛らわしいものでないことが必要。

3 現在、430種類の植物（稲、麦、野菜、果樹、花き、観賞樹、きのこ、のり等）について品種登録が行える。

4 出願・登録は、毎年着実に増加しており、平成3年度には783件の出願があり、累計では出願が5,460件、登録が3,103件となっている。

- ・ 件数の多いものは、草花類、観賞樹、野菜、果樹など
- ・ 出願者のうち、種苗会社が約4割、個人が約3分の1を占めている。
- ・ 外国人の育成によるものは、平成3年度までで出願が1,149件、登録が482件（オランダ、フランス、ドイツ、アメリカが多い）

UPOV条約(植物新品種保護国際条約)の概要

UPOV: Union Internationale Pour La Protection Des Obtentions Vegetales (仏語)
International Union for The Protection of New Varieties Plants (英語)

1. 経緯

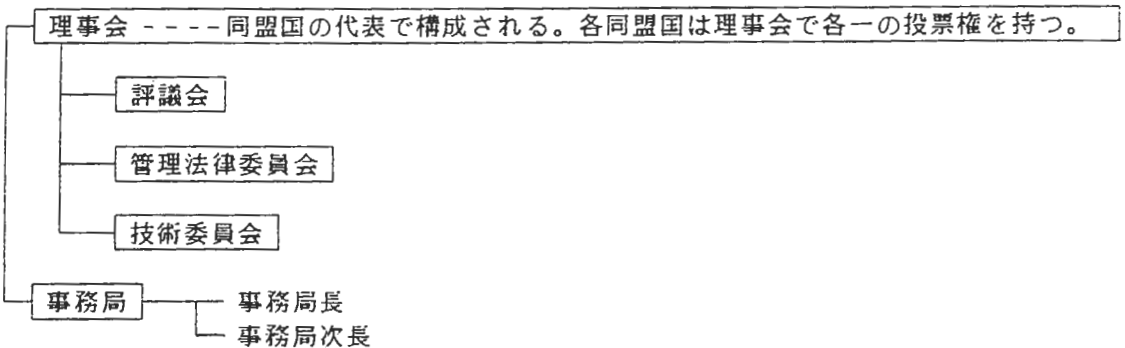
- 1961年 植物の新品種の保護に関する国際条約採択(68年発効)
- 1969年 植物の新品種の保護に関する国際同盟(UPOV同盟)発足
- 1972年 第一次改正(小国の加盟を容易にするための分担金の負担区分の改正、77年発効)
- 1978年 第2次改正(アメリカ、日本等の加盟を容易にするための条約内容の弾力化、81年11月8日発効)
- 1982年 日本加盟

2. 加盟国(1992年3月現在: 21カ国)

アイルランド、イギリス、イタリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ハンガリー、ポーランド、イスラエル、南アフリカ、日本、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、カナダ、チェコスロバキア

3. UPOV同盟

① 組織



(注)毎年度、原則として理事会1回、評議会及び管理法律委員会2回、技術委員会及び各作業部会各1回が開催されている。

② 所在地 ジュネーブ

品種保護による農業振興の推進！！

－ 農業分野での適切な権利保護 －

◎ 品種は、農業振興の原動力

農業の今後の発展にとって、優良な新品種が果たす役割は非常に大きなものがあります。このため、稲をはじめとするあらゆる作物で生産性が高くかつ高品質な品種を求めて品種開発競争が活発に行われています。このような優良な新品種の開発を推進していくためには、新品種に関する育成者の権利を的確に保護することが必要です。

◎ 品種に対する権利保護の必要

品種は、育種家の知識や経験並びに投資の成果というべきものですが、植物の特性から、市場で一度販売されると誰もが容易にその品種を入手し増殖して利用することが可能になるという性質を持っています。そこで品種を保護するためにはこうした点に配慮した独自の制度が必要になります。

◎ 品種の保護は種苗法で

このため、我が国では昭和53年に制定された種苗法に基づく品種登録制度により、登録された品種の育成者にその品種についての独占的な販売権を与えることで品種保護が図られています。また、品種登録制度では農業生産の実情等にきめ細やかな配慮が払われ、品種の育成者と農家との利益の調和が図られています。

品種登録に対する理解は年々深まり、出願・登録とも毎年着実に増加し続けています。平成3年度には花き、野菜を中心として783件もの出願があり、累計では出願が5,460件、登録が3,103件となっています。

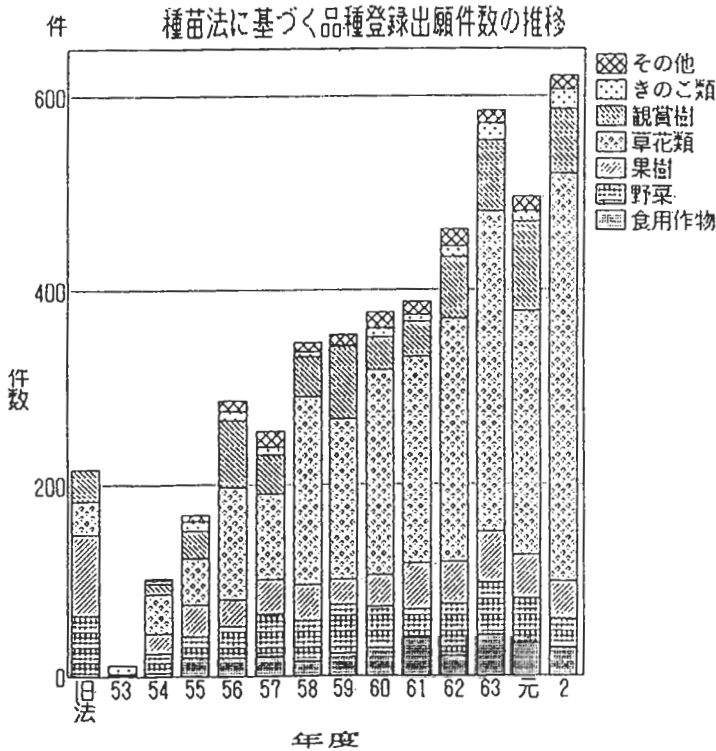
◎ 不当な特許は農業振興の妨げ

以上のように、植物品種は種苗法の品種登録制度によってはじめて適切に保護することができるものであり、本来発明を保護する制度である特許制度によって保護を図ろうとすると、かえって農業の振興を妨げることとなってしまいます。

すなわち、特許された品種には登録品種のように育種親としての使用の自由が保証されていないので、育種の可能性が狭められてしまうこととなります。

また、品種登録制度のように、品種の流通に際しての名称使用義務がないため、現実の品種の流通に混乱を生じさせることとなります。

現在、桃の新品種に関する特許の無効を求める訴訟が農業団体から提起されているところですが、農業生産の現場におられる皆さんが、品種保護に対する正しい知識を身につけて頂き、この裁判を支援して下さいよう心からお願い致します。



品種登録制度とは

◎目的は新品種の保護

新品種の育成には専門の知識や熟練した技術のみならず、長年にわたる地道な努力や多額の資金が必要となるため、新品種を育成した人の権利を十分に保護する制度を設けることで育種の振興を促すことが不可欠です。

このため、わが国では、「植物の新品種の保護に関する国際条約」（UPOV条約）に基づく国際的な制度として「種苗法」による品種登録制度が設けられ、植物の育成者の権利が十分に図られるような仕組みになっています。

◎品種登録が受けられる人は品種の育成者

新品種を育成した人又はその承継人は、種苗法により品種登録を受けることができます。

◎品種登録の効力は種苗の独占的販売権

新品種が登録されると、その種苗を増殖して販売する独占的な権利が品種登録者に与えられます。

◎品種登録の対象は農林水産植物

稲、麦、野菜、果樹、花き、きのこ、のりなど農林水産物の生産のために栽培される植物について品種登録できます。

ハイブリッド品種や枝変わり品種なども品種登録できます。

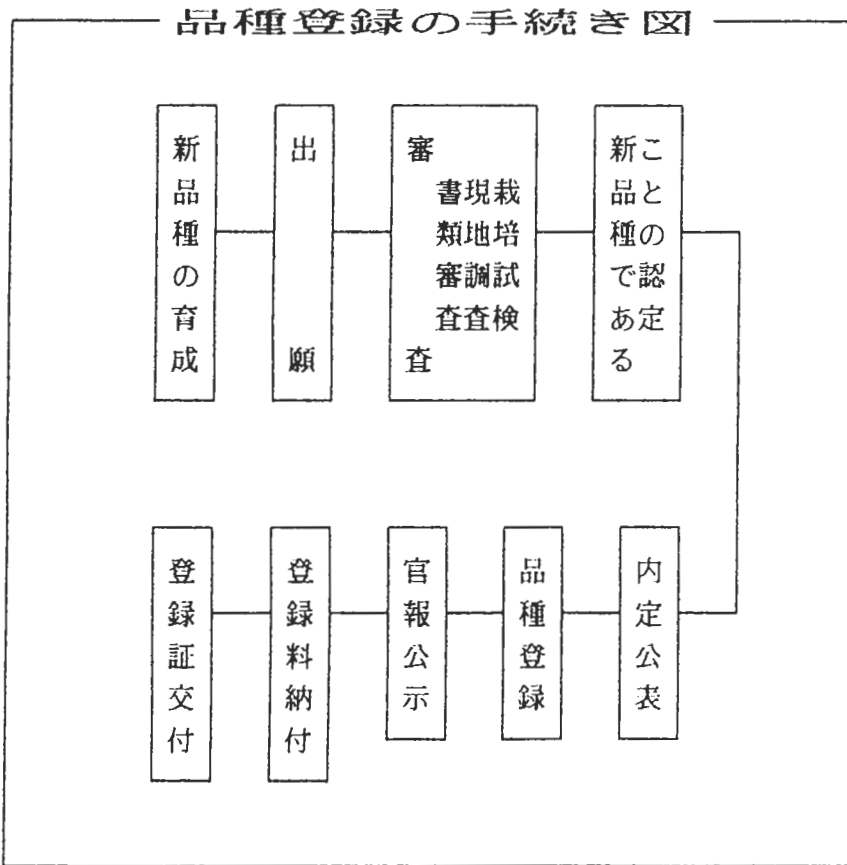
◎品種登録の有効期間は15年間

品種登録の有効期間は品種登録の日から15年間（果樹などの永年性植物については18年間）です。

◎品種登録を受けるための要件は5つ

- 重要な形質によって既存の品種と明確に区別できること。（区別性）
- 同一の世代について、その形質が十分な均一性を保持していること。（均一性）
- 繰り返し増殖させた後についても形質が安定していること。（安定性）
- 出願の前に販売されていないこと。（未譲渡性）
- 品種の名称が登録商標、既存の他の品種の名称との関係などで紛らわしいものでないこと。（名称の適切性）

なお、出願された品種については、上記の要件を満たしているかを確認するために、書類審査だけでなく、実際に現物の審査（現地調査・栽培試験）が行われます。



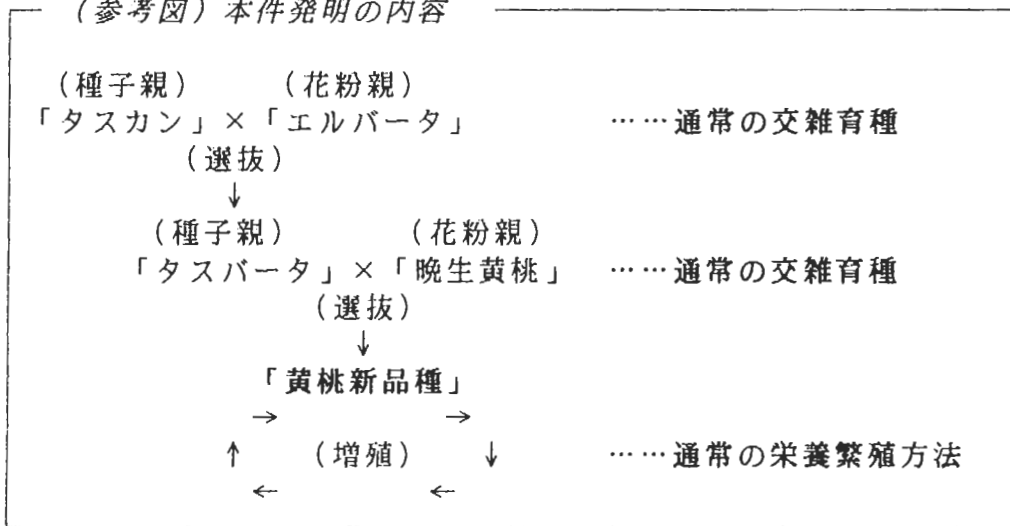
特許無効の訴訟にご支援を！

日本園芸農業協同組合連合会（日園連）と（社）日本果樹種苗協会（果種協）は平成4年2月6日、連名で東京高等裁判所に「桃の新品種黄桃の育種増殖法」の特許に対する無効審判請求に対して特許庁が下した審決を不服として、その取消を求める訴訟を提起しました。以下その訴訟の内容についてご説明します。

Q. どのような特許なのですか？

A. 特許されたのは「桃の育種増殖法」で、次のような内容です。

（参考図）本件発明の内容



既知の品種「タスカン」に「エルバータ」を交配して得た「タスバータ」に「晩生黄桃」を交配して新品種を得、これを接木等により増殖する方法です。

つまり、この特許の内容は、従来から一般に行われている交雑育種法と栄養繁殖法を組み合わせたにすぎないものです。

Q. この特許のどんな点が問題なのですか？

A₁. 本件の育種増殖法は発明ではない

特許は発明者に独占的排他的な権利を与えるものですから、産業技術を進歩させるような発明にしか特許は与えられません。そうでないと産業活動をかえって阻害することになります。

本件の交雑育種法も栄養繁殖法も広く知られた方法であって、新しい点も進歩した点もない以上、特許の対象となるような発明ではなく、本件特許は明らかに違法なものです。

A₂. 本件育種増殖法には反復可能性がない

特許対象は産業上利用できる発明に限られます。つまり反復可能性がなければなりません。その分野の通常の知識を持った者が発明内容を記載した明細書に書いてあるとおりのことを行えば同じ結果を再現できることが必要となります。

ところが、育種の場合、明細書に書いてあるとおりのことを実行しても必ず同じ果実が得られるとは限らないことは育種の知識がある者なら誰でもわかります。つまりこの育種法には反復可能性が欠けており、特許にはなり得ないものなのです。

Q. これが特許されると、農業にどんな影響があるのですか。

A. 発明とは言えないこのような育種増殖法に特許が与えられると、農業にとって極めて重大な悪影響を及ぼします。

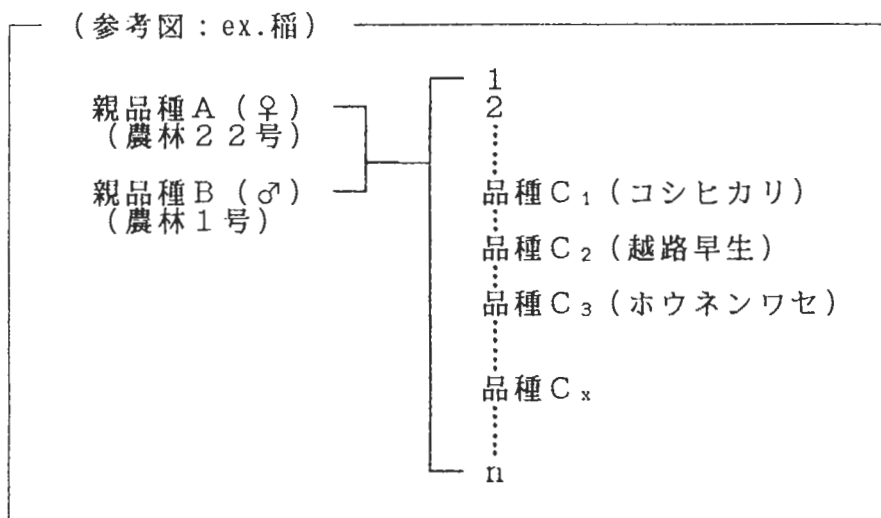
(1) 育種に対する影響

本件は、「タスパータ」×「晩生黄桃」という育種に用いられた品種の組合せが新しいために特許が与えられたものとされています。ところが、このような交雑育種法は農作物全般で広く一般的に用いられているものです。育種に用いる品種の組合せが新しければ特許が与えられるということになると、資金のある者におよそ考えられる限りの品種の組合せを特許で押さえられてしまう可能性もあります。

こうなりますと、特許制度には種苗法のように他者に育種素材としての品種の自由な利用を保証する規定は有りませんから、品種が育種素材として使用できなくなり、今後の育種の可能性を狭めてしまうこととなります。

また、農業の現場で実際利用されるのは植物の「品種」なので、品種レベルでの開発競争を促すことが農業の発展には不可欠です。ところが新品種に具体化する以前の両親の組合せに特許を与えてしまうことは、一つの組合せから複数の優良な新品種が育成される例も多いことを考えるとかえって育種の妨げとなり、農業の発展には大きなマイナスです。

例えば、参考図の品種Aと品種Bの組合せに対し特許を認めると、特許権者以外の者が品種Aと品種Bとを組合せて品種C₁～C_xの育種を行おうとすることが抑制されることになってしまいます。



(2) 農作物の生産・流通に与える影響

このような特許が認められると、品種の生産から流通まで広い範囲にわたって特許権の効力が及ぶ可能性があります。つまり、農家はその品種を生産し販売しようとするとその都度権利者に特許料を支払わなくてはならなくなり、農作物の生産・流通、ひいては食糧の安定供給に大きな支障が生じることになりかねません。

◎品種保護に対する正しい理解と裁判に対するご支援を！

日園連及び果種協は既に出願公告の段階で特許庁に異議申立を行い、これが却下されたので無効審判請求を請求しましたが、これも棄却されました。しかし上で述べましたように、本件特許は明らかに違法なものであり、しかもその農業に対する悪影響が大きいため、このまま特許を認めるわけにはいかず、今後は裁判の場で公平に判断してもらいしかありません。

今回は果樹が対象になっていますが、本件特許はひとり果樹のみならず農業全体の問題であることは上記の説明からおわかり頂けたと思います。

我が国では種苗法に基づく品種登録制度があり、農業の発展を目的として農業の実情にきめ細やかな配慮がされた植物品種保護制度として育種家の間に定着しています。植物品種についてはこの品種登録制度によって初めて農業生産と調和した育成者の権利保護が図られるのであり、特許制度にはなじまないものなのです。

皆様には品種の重要性と品種保護に対する正しい知識を身につけていただくとともに、本件訴訟に対して暖かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

植物品種保護制度（品種登録制度）と特許制度との基本的相違点

事 項	植物品種保護制度	特 許 制 度
制度の目的	新品種の保護 → 品種の育成の振興 → 農林水産業の発展	発明の保護及び利用 → 発明の奨励 → 産業の発達に寄与
保護の要件	(1) 区別性 (2) 均一性 (3) 安定性 (4) 未譲渡性 (5) 名称の適切性	(1) 新規性 (2) 進歩性 (3) 産業上の反復可能性 (4) 反復可能性 (5) 技術の公開のための 明細書への正確な記載
発見の取扱い	発見による新品種も保護 (枝変わり、突然変異等)	単なる発見は不可
権利の効力	登録品種の種苗の有償譲渡には 品種登録者の許諾が必要	特許発明の実施には特許 権者の許諾が必要 方法特許の効力はその生 産物に及ぶ
権利の効力についての例外	・ 農家の自家採種 ・ 育種素材としての使用	利用発明の実施には許諾 が必要
名称の規制	登録名称の使用義務	規定なし
審査体制	書類審査・現地調査・栽培試験	書類審査のみ